

情報セキュリティ基本方針

鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、診療報酬の審査支払業務、保険者事務の電算共同処理業務、保健事業等の事業、特定健康診査・特定保健指導事業、介護給付費の審査支払業務及び障害介護給付費の審査支払業務等を行うために、個人の診療内容等個人情報を中心とする重要かつ膨大な情報を取り扱っている。また、電子自治体の構築が進み、多くの業務が情報システムやネットワークに依存している。したがって、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、個人の権利、利益を守るためにも、また、連合会の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠である。

これらの状況を鑑み、連合会における個人情報を含む情報資産に対する安全対策を推進し、信頼を確保し、さらに地域に貢献するため、以下の事項に積極的に取り組むことを宣言する。

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための組織体制を確立する。
- (2) 情報セキュリティ基本マニュアル及び情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定する。
- (3) 連合会の保有する情報資産を適切に管理するために、各種法令及び契約上の義務を順守し、基準・ガイドライン等を参照し、情報資産への不正アクセス、情報資産の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の予防並びに是正に努め合理的な安全対策を講じる。
- (4) 特に個人情報を取得する場合には、適法かつ適正な方法で取得し利用目的を明示するとともに目的外利用をしない。また、その利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努める。
- (5) 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。また、情報資産の取扱いを外部に委託する場合には、守秘義務契約の締結等により委託先においても適正に取り扱われるよう管理、監督する。
- (6) 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- (7) 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、是正処置及び予防処置を行い、定期的に情報セキュリティポリシーの見直しを実施する。
- (8) すべての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基本マニュアル、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を順守する。

令和5年11月10日

鹿児島県国民健康保険団体連合会
理事長 前田 祝成